

駅伝チーム等誘致事業実施要綱

第 1 条 この要綱は駅伝チーム等が大島に練習に訪れるよう積極的に誘致し、経済の活性化および大島のPRにつなげることを目的とする。

第 2 条 前条の駅伝チーム等とは、中学、高校、大学、実業団、その他の駅伝チームおよび陸上部、または個人とする。

第 3 条 大島町は、第 1 条の目的を達成するため、以下の措置をとることができる。

- (1) 駅伝チーム等に対し、御神火温泉入館料の免除を行う。ただし、1 回の合宿につき毎日 1 回までとする。
- (2) 駅伝チーム等に対し、距離表示のポールを貸与する。
- (3) 練習中のチーム名を掲示板に掲示する。

第 4 条 前条の取扱いを受けようとする者は、駅伝チーム等練習における支援申請書（様式第 1 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

第 5 条 前条の規定により支援の承認をしたときは、町長は、駅伝チーム等練習における支援承認書（様式第 2 号）を交付するものとする。

付 則 この要綱は平成 17 年 4 月 19 日から実施する。

付 則 この要綱は平成 17 年 5 月 16 日から実施する。

付 則 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

駅伝チーム等練習における支援申請書

年 月 日

大島町長 殿

住所

チーム名

申込者 氏 名

(責任者) 電 話

印

下記のとおり申請します。

記

申請項目	御神火温泉入浴料免除 ・ 距離表示杭貸与 ・ チーム名の掲示
御神火温泉 利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
御神火温泉 利 用 人 数	人
滞在期間	年 月 日 ～ 年 月 日
宿泊先	(TEL)
備 考	